

1 はじめに

石狩市自治基本条例は、将来にわたる石狩市の発展の姿を展望する基本理念と基本理念実現を確かなものにするための航路を示したものです。多難な昨今の情勢の中で、市民や市の向かうべき方向を確実にするため、市民こそって考え行動するための基本を定めた条例です。

私たちが進む航路は刻々と変化し、決して平坦なものではありません。その舵取りには、慎重な対応が求められますが、時に柔軟な対応が必要なときもあり、また、迅速な決断が求められることもあります。

石狩市という魅力にあふれ、可能性に満ちたまちに誇りをもって共に進むためには、平穏な航路ばかりではなく、荒波にもまれることもあるかもしれません。そういったときに、市民の活動を支えに、市議会、執行機関が、それぞれの役割を担い、荒波でも沈没することなく、目指す方向に向かう舵取りがおこなわれなければなりません。

当懇話会は、市長からの諮問を受けて、施行から15年目を迎えたこの条例の実態を、市民参加のもとで検証するため議論を重ねてきました。この検証は、さらなる市民への浸透をはかるための条例解説の改善も視野に入れておこなわれました。加えて、ワークショップを開催し、広範な市民の参加者からなるグループ討議も開催しました。

本報告書には、条例の見直しの要否、解説の改善方策、ワークショップでいただいた貴重な意見とそれに対する当懇話会の考え方などを示しました。これらを通じて、市民を主役としたまちづくりの更なる推進のための提言をまとめています。

本報告書の提言が、石狩市自治基本条例に基づいた、さらなる石狩市の繁栄に結びつくことを期待しています。

＜石狩市自治基本条例懇話会 委員＞

会 長	佐藤 克廣
副会長	竹口 尊
	加藤 英紀
	久保田 貴浩
	今野 博之
	嶋田 拓馬
	羽田 美智代
	渡邊 隆之
	渡邊 教円

(会長、副会長以外 50 音順)

2 石狩市自治基本条例見直しの要否について

石狩市自治基本条例は、市民を中心とした会議「みんなで作る自治基本条例市民会議」により、時間をかけ熱心な議論を重ね、平成20年4月に施行され、本市のまちづくりに関する最高規範と位置付けられています。

当懇話会では、市がどのようにまちづくりを進めてきたのか、その具体的な取り組みについて、条例の各章ごとの振り返りや、関連する他の条例などについて報告を受けた上で、この条例が社会情勢の変化等に適合したものかどうかという視点から、これまで6回の懇話会において条文すべてを確認し、条例見直しの要否についての検討を行いました。

検討の結果、まちづくりに関する最高規範として、必要不可欠な要素が適切に盛り込まれており、社会情勢の変化等にも適合しているものと判断し、条例の条文については、特に変更、修正の必要はないとの結論にいたりしました。

※各懇話会の議事録は市ホームページや市役所1階情報公開コーナーで公開しています。

3 ワークショップ「みんなで考える自治基本条例2022」において出された意見について

「石狩市自治基本条例」の意味や、まちづくりにどのように活かされているのか、また、今後の市民参加のあり方などについて、市民とともに考えるワークショップを開催し、市民が本条例に触れ、学ぶ機会を創出するとともに、本条例の評価、見直しの必要性等に関する意見を収集することを目的に、「みんなで考える自治基本条例2022」が令和4年10月2日（日）に開催されました。

その中で、非常に熱心な議論が交わされ、多くの意見やアイデアが出されましたので、当懇話会としての見解をお示しいたします。

（1）石狩市自治基本条例の内容・見直しについて

（「みんなで考える自治基本条例2022/開催結果報告書」P28～29から）

【良い点】

- ・石狩市の基本条例は広範囲を網羅できる内容なので良い。
- ・市民にとっても市外の人にとってもわかりやすい内容である。
- ・内容も石狩市に関わる方みんなに対してのものなので、区別（差別）がない。
- ・しっかりした条例があることは素晴らしい。
- ・協働によるまちづくりのためにこの条例は大切だと感じた。

(懇話会の意見)

懇話会として、石狩市自治基本条例について、一定の評価を得ているものとして認識しました。

【改善点（全体）】

- ① 子どもを対象にしたまちづくりを進めることを内容に入れる。
- ② まちづくりの将来を担う「子ども達」に視点を当てて石狩市自治基本条例の見直しを行っては如何か。
- ③ 未来によりフィットした条例にする。（現状の人口減少、AI、ゼロカーボンといった社会情勢を入れていく）
- ④ 条例は時代に合わせて改訂すべきだと思う。
- ⑤ 今よりもさらにいい条例になるように改定してほしい。

(懇話会の意見)

①について

②について

③について

④について

⑤について

【改善点（条文）】

- ① 第2条（定義）について、まちづくり事業は、住民と市と議員の協働で行うべきである。市内に住所もなく、市税を1円も払っていない「その他の継続的な活動を行う者」を市政に介入させるべきではないので、市民の定義を見直すべき。
- ② 第4条（まちづくりの基本原則）について、市民自身が「主役になりたい」と思えるような一文があると良い。

(懇話会の意見)

①について

②について

【その他】

- ① このワークショップの目的は石狩市自治基本条例に見直しが必要か否かであると思うが、見直し内容の検討は全く予定されていない。なぜなのか答えてほしい。
- ② オープンにして内容を公開してほしい。

(懇話会の意見)

①について

(事務局案)

このワークショップは、「石狩市自治基本条例」の意味や、まちづくりにどのように活かされているのか、また、今後の市民参加のあり方などについて、市民とともに考え、市民が本条例に触れ、学ぶ機会を創出するとともに、本条例の評価、見直しの必要性等に関する意見を収集することを目的に開催いたしました。参加者の皆さまからいただいた貴重なご意見を踏まえ、条例見直し等の検討を進めて参ります。

②について

（２）協働のまちづくりにより、理想とする石狩のまちの姿

（「みんなで考える自治基本条例 2022/開催結果報告書」 P 20～21 から）

- ①「特に『市民が』もっと知ろうと思う」まち
- ②「若い世代、転入者の方が参加しやすい『場』がたくさんある」まち
- ③「できる範囲で活動できる」まち
- ④「石狩市民も他の地域の方も石狩に愛着をもてる」まち
- ⑤「住みたい」まち
- ⑥「帰ってきたい」まち
- ⑦「答えと結果がわかる」まち
- ⑧「移動がしやすく、活動に参加したいときに簡単にできる」まち
- ⑨「風通しがよい」まち
- ⑩「これからの未来を担う若者が背負う苦勞を少なくする」まち
- ⑪「プッシュ型広報ができる」まち
- ⑫「誰に言うかわかる」まち
- ⑬「連携して活動できる」まち

ワークショップにおいて出された、この理想のまちの姿に近づけるための貴重な意見やアイデアについては、市としても真摯に対応していただきたい旨、市に提言します。

４ 石狩市自治基本条例に関連する事項についての提言

当懇話会において、条例そのものの見直しの必要はないとの結論にいたりましたが、今後、条例に基づくまちづくりを進化させる上で必要な事項について、次のとおり提言します。

（１）『石狩市自治基本条例解説』について

○第２条（定義）について

『石狩市自治基本条例解説（以下、解説）』の２段落目に「市内に主たる事務所を置く法人」との記載がありますが、「主たる事務所」の定義を明らかにすること、また、観光客や買い物客がなどの交流人口にカウントされる人たちの意見も、まちづくりには欠かせないものと考えてるので、その取り込み方等、対処方針の記載が必要と考えます。

⇒【修正案】 部分追記

・「住民」とは、地方自治法という住民と同じく、市内に住民登録がある人及び市内に主たる事務所を置く法人をいいます。なお、「主たる事務所」は旧民法（平成 20 年 11 月 30 日以前の民法をいう。）第 50 条（現在は法人法第 4 条等へ継承されたため削除されました）において「法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。」とあることから、本店、本社を指しています。（第 1 号）

・「市民」とは、前号の「住民」のほか、市外から市内に通勤、通学等する人や主たる事業所ではないが市内で活動する法人・団体など、市内で継続的に活動する主体を広く指すこととしています。これらの人や団体は、その行動や事業活動などを通して地域や住民と深くつながっていることも多く、新たな公共的課題を発見したり、その解決の方法を検討したり、生み出したり、その活動が石狩市のまちづくりに大きく寄与することが期待されることから、これらの主体もまちづくりの主役として「市民」に含めることとしました。(第2号)

・なお、買い物や観光で石狩市を訪れる「交流人口」と呼ばれる方々は「市民」の定義には該当しないものの、そうした方々の意見等を「市民」が自らのまちづくり活動に活かすことは大切であると考えます。

○第5条（市民の権利）

解説3段落目の「属性」という文言について、男女やLGBTなど多様性が尊重される時代であり、属性自体の捉え方について配慮し、表記を修正するべきと考えます。

⇒【修正案】 ——部分削除、部分追記

・市民はまちづくりの主体として、他からの干渉や強制を受けることなく、自らの意思によって、まちづくりに関するさまざまな活動をしたり、行政の活動に意見や提案をすることができます。この場合にどのような形で参加するかは、~~年齢、障がいの有無、個人や団体の別などの属性によって~~さまざまなパターンがあり得ますが、「まちづくりの主体」としての市民はみな平等であって、~~属性による~~多様性が尊重され、不合理な差別や取り扱いをされることはないということを明らかにしています。(第1項)

○第10条（市長の責務）

解説3段落目の「例えば」は、後述の「など」があるので削除するべきと考えます。

⇒【修正案】 ——部分削除

・市長の持つ重大な責務にかんがみ、市長就任時には、例えば所信表明などの公の場で、この条例にのっとり職務を遂行することを市民に対して表明することとしています。(第2項)

○第12条（市職員の責務）

解説1段落目の①に「全体の奉仕者」とありますが、「全体」は何を根拠とし、何を指しているのか具体的に記載するべきと考えます。

⇒【修正案】 ——部分削除、部分追記

・市民にとって市職員は、直接関わる機会が多い身近な存在であることから、職員の対応ひとつが執行機関への信頼を大きく左右することになります。このため、市民に信頼

される職員であるために求められる基本的な事項を責務として定めました。④全体の奉仕者であることを公私にわたり自覚し、市民の視点に立って、公正誠実かつ能率的に職務の遂行に努めること（第1項）—第1項では、全体の奉仕者（憲法第15条、地方公務員法第30条）であり一部の奉仕者でないという公務員としての本質的性格を自覚しつつ、石狩市という地方公共団体の職員として、「住民の福祉」の増進を図ることを基本とし、「地域の行政」を自主的かつ総合的に実施する役割を担うものとされていることから（地方自治法第1条の2第1項）、「市民の視点に立って」石狩市民のために職務を遂行することが求められています。⑤第2項では、協働のまちづくりを基本原則とする石狩市の職員として、職務の遂行に当たり、市民との協働に積極的に取り組むこと、—（第2項）—⑥第3項では事務処理や政策形成、問題解決その他の能力など、職務を遂行する上で求められる能力の向上と、たゆまぬ自己研鑽の努力を求めています。—（第3項）—

○第24条（協働によるまちづくりの推進）

第3項は、「市は、まちづくりを目的として主体的に活動する市民の自主性及び自立性を尊重するとともに、必要な支援を行うことができる。」とあるが、「支援に努める」としなかった理由を記載するべきと考えます。

⇒【修正案】 ———部分削除、 部分追記
（前段省略）

・市は協働のまちづくりを進める上においても、協働を担う市民の自主性や自立性を損なわないようにしなければなりません。それと同時に、これらの担い手の状況によっては、さまざまな形で支援を行うことも必要になってくるため、このように規定しています。「必要な支援を行うことができる」という表現になっています。この表現は、市が支援を行う際には、市民が判断し、求める内容の範囲に留め、過度な関与をしないことを意味しています。「できる」ではなく「努める」などの表現とした場合、そのように努力していくことを市の原則や方針とすることとなり、市民が市の支援を求めている場合においても市は支援をしていく必要があり、市民の自主性や自立性を損なう可能性があるため、「できる」という表現を用いております。また、この場合の支援は金銭的なものに限らず、情報の発信や提供、人材育成、活動のための環境づくりなどさまざまなパターンが考えられます。（第3項）

○第28条（市外の人々等との連携）

第2条（定義）の解説と合わせて、市を訪れる人々、交流人口とされる人々との関わりについて解説を加えるべきと考えます。

⇒【修正案】 部分追記
（前段省略）

・買い物や観光で石狩市を訪れる「交流人口」と呼ばれる方々は、必ずしもこの条で想定している連携関係の相手方になるわけではありません。しかし、第2条（定義）の解説で述べたように、そうした方々からの意見等にも耳を傾けることで、まちづくりを進めるヒントとなることもあると考えられます。

○その他

『解説』については、上記で言及していない部分につきましても、担当部局で精査をし、時代の変化に応じて変更が必要な箇所については変更していただき、更にわかりやすくなるような努力をお願いします。

（２）今後の取組について

・自治基本条例の周知・市民参加の啓発について

市民参加によるまちづくりを進めるためには、市民が自治基本条例を身近に感じる必要があると考えますので、5年に一度の条例見直し時に限らず、定期的な周知・啓発に努めていただきたいと考えます。

・協働のまちづくりを進めるためのアイデアについて

ワークショップにおいて、協働のまちづくりを進めるために数多くの貴重な意見やアイデアが出されました。こうした意見やアイデアについて、市としても真摯に対応していただきたいと考えます。

5 石狩市自治基本条例懇話会開催経過

(1) 委員名簿（任期：令和4年4月1日～令和5年3月31日）

令和4年4月1日現在

区分	所属	役職	氏名
学識経験者	北海学園大学法学部政治学科	教授	佐藤 克廣
住民組織	厚田区地域協議会	会長	渡邊 教円
	浜益区地域協議会	会長	渡邊 隆之
	わかば地区地域会議	会長	竹口 尊
公 募	一般公募		今野 博之
市民会議	元 みんなでつくる自治基本条例市民会議		加藤 英紀
	元 みんなでつくる自治基本条例市民会議		羽田 美智代
団 体	社会福祉法人 石狩市社会福祉協議会	地域福祉課長	久保田 貴浩
	石狩商工会議所青年部	会長	嶋田 拓馬

(2) 開催状況

開催日	事項
令和4年6月28日（火）	第1回懇話会開催 1. 委嘱状交付 2. 各委員自己紹介 3. 会長、副会長選出 4. 提言依頼 5. 議題 (1) 自治基本条例の見直しについて（事務局説明、意見交換） (2) ワークショップについて
令和4年7月26日（火）	第2回懇話会開催 (1) 自治基本条例の見直しについて ・前文、第1章～第5章 (2) ワークショップについて
令和4年8月29日（月）	第3回懇話会開催 (1) 自治基本条例の見直しについて ・第6章～第8章 (2) ワークショップについて

令和4年9月27日（火）	第4回懇話会開催 （1）自治基本条例の見直しについて ・総括（条例検証の確認） （2）自治基本条例懇話会報告書（素案）について ・条例見直しの要否 ・関連する事項についての提言 など （3）ワークショップについて
令和4年10月2日（日）	「みんなで考える自治基本条例2022」開催 ・基調講演・ワークショップ
令和4年10月28日（金）	第5回懇話会開催 （1）自治基本条例の見直しについて （2）自治基本条例懇話会報告書（素案）について ・ワークショップで出された意見の検討
令和4年11月	第6回懇話会開催 （1）自治基本条例懇話会報告書について （2）自治基本条例懇話会報告書の提出について

資 料 集